平 成四年日才六〇号

3)7 划:

(ci

第一八八日

公 半川 期 B 取 消 **沙**定

被

K 対 する 傷

料

所

は

検

祭

官

交

25

弁

題人の 意見を聴いた上、

職

権をもって、

次 0

消す。

右

0

音

کے

公

b

决

定す

る

告人廣 被告事件について、樹

当

穀

平成 平 成 四年五月二七日 四 年五月二八日生前一〇時の 公判期日は とれを取

金 沢 裁 地 判 官 方 process 縠 判 所

葱

H

平成 四 年 五 月二七日謄本を検察庁に送付